

船舶事故調査（油送船かいもん丸棧橋衝突）について
（経過報告）

令和3年7月29日
運輸安全委員会（海事部会）

運輸安全委員会は、令和2年8月7日、千葉県袖ヶ浦市千葉港の京葉シーバースにおいて発生した船舶事故（油送船かいもん丸棧橋衝突）について、令和2年8月から原因を究明するための調査を進めてきたところであるが、これまでの調査で得られた情報をもとに、さらに事実の確認や分析を進めるとともに、原因関係者からの意見聴取を行う必要がある。このため、本件調査については、本事故が発生した日から一年以内に調査を終えることが困難であると見込まれる状況にあることから、運輸安全委員会設置法第25条第4項の規定に基づき、以下のとおり当該調査の経過を報告する。

なお、本経過報告の内容については、今後、新たな情報の入手等により、修正されることがあり得る。

また、本調査は、本件船舶事故に関し、運輸安全委員会設置法に基づき、船舶事故及び事故に伴い発生した被害の原因を究明し、事故の防止及び被害の軽減に寄与することを目的として行われているものであり、本事故の責任を問うために行われているものではない。

1. 船舶事故の概要

油送船かいもん丸（以下「本船」という。）は、船長ほか22人が乗り組み、水先人の水先により、揚げ荷の目的で千葉港京葉シーバース東バース付近にて着棧作業中、令和2年8月7日11時16分ごろ同東バースの棧橋に衝突し、左舷船首部及び棧橋の一部に損傷を生じたが、負傷者及び油流出はなかった。

2. 調査の概要

運輸安全委員会は、令和2年8月28日、本事故の調査を担当する主管調査官ほか2人の船舶事故調査官を指名した。現時点までに現場調査、関係者からの口述聴取、衝突に関する情報、気象及び海象に関する情報を収集した。

3. 判明している主な事実情報

（1） 事故の経過

本船は、船長ほか22人が乗り組み、千葉港T-6錨地において、令和2年8月7日09時35分ごろ同錨地を抜錨し、水先人の水先により京葉シーバース東バースに向けて左舷付で着棧作業を開始した。

本船は、水先人が、タグボート4隻の支援を得て、同日11時08分ごろ京葉シーバ

ース東バースと平行になるように、接近を続けたところ、予定していた着岸位置から外れていたため、タグボートと本船の機関及び舵の併用により岸橋から離れようとしたものの、同日11時16分ごろ同東バースの岸橋に衝突した。

(2) 死傷者

なし

(3) 船舶の損傷等

本船は、左舷船首部に亀裂を伴う凹損を、岸橋のムアリングドルフィン（係留索を取る岸橋の支柱）に曲損等を生じた。

(4) 気象・海象

事故現場の北東約9.6海里に位置する千葉特別地域気象観測所における観測値は、次のとおりであった。

11時00分 天気 晴れ、風向 南西、風速 6.4m/s、
気温 31.8℃、視程 20km

4. 今後の調査

本船舶事故の原因及び本船舶事故に伴い発生した被害の原因の究明並びに事故の再発防止策の検討のため、これまでの調査で得られた情報をもとに、岸橋に衝突した経緯など、更なる事実確認や分析のほか、最終報告書案の関係機関への意見照会等を行う必要がある。

本委員会は、引き続き、分析等によって得られた結果を踏まえて、本船舶事故の原因等調査を進める。